

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【会社名】	株式会社レーサム
【英訳名】	Raysum Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 剛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03(5157)8881
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 松倉 信行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03(5157)8881
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 松倉 信行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 15,360,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,040,640,000円
	(注)1. 本募集は平成26年11月14日付の当社取締役会の決議に基づき、新株予約権を発行するためのものではありません。
	(注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	9,600個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	15,360,000円
発行価格	新株予約権1個当たり1,600円 (新株予約権の目的である株式1株当たり16円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年12月1日から平成26年12月3日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社レーサム 管理本部 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
払込期日	平成26年12月3日
割当日	平成26年12月4日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店

(注) 1. 新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成26年11月14日付の当社取締役会の決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集は、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問	10名	9,600個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	960,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,068円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,040,640,000円 ただし、下記(注)2.の定めにより行使価額が調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年12月4日から平成31年12月3日までとする。 (ただし、後記の「新株予約権の行使の条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社レーサム 管理本部 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、平成27年3月期及び平成28年3月期の当社の決算短信に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)における連結営業利益の合計額が下記()~()に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 ()11,840百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の60%まで ()14,800百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の85%まで ()15,700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権 2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

	<p>3. 平成28年3月期の当社の決算短信が公表されるまでに新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者から本新株予約権を相続した者は、当該新株予約権を行使することができない。平成28年3月期の当社の決算短信が公表された時点以後に新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者から本新株予約権を相続した者は、取締役会が別途認めた場合に関し、被相続人である当該新株予約権者が死亡時において1.及び2.の内容に従って行使が可能であった数を限度として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、及び当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、並びに新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定その他の理由により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡が可能な本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>

	<p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

5. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,040,640,000	6,000,000	1,034,640,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(15,360,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,025,280,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問による当社の中期3ヶ年経営計画の達成に対するコミットメントをより一層強めることを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

1. 当社取締役及び当社子会社取締役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役及び当社子会社取締役8名(注)
住所	-
職業の内容	当社取締役又は当社子会社取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役及び当社子会社取締役8名のうち7名は、合計で当社普通株式10,263,400株を保有しております。
人事関係	当社取締役又は当社子会社取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社顧問

a. 割当予定先の概要

氏名	当社顧問2名(注)
住所	-
職業の内容	当社業務の受託

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社顧問2名は、当社との顧問契約に従い当社業務に従事しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社顧問2名は、当社との顧問契約に基づく取引関係があります。

(注) 1. 本新株予約権は、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問による当社の中期3ヶ年経営計画の達成に対するコミットメントをより一層強めることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名等の記載は、省略しております。

2. 当社顧問2名は、いずれも、当社グループの業務に継続的に従事しており、当社グループに関する業務において重要な機能を担っているため、当社グループの使用人と実質的に同等の地位にあると考えております。従いまして、それらの者に対して本新株予約権を付与することにより、それらの者の当社の中期3ヶ年経営計画に対するコミットメントがさらに強まることとなれば、当社の業績拡大及び企業価値の増大に寄与することが期待されることから、割当対象者に含めております。

c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問に対してより一層の貢献意欲及び士気を向上させ、当社の中期3ヶ年経営計画の達成に対するコミットメントをさらに強めることを目的として、有償にて発行する新株予約権であり、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問に付与することとしました。

d. 割り当てようとする株式の数

- | | | |
|--------------------|----|----------|
| 1. 当社取締役及び当社子会社取締役 | 8名 | 800,000株 |
| 2. 当社顧問 | 2名 | 160,000株 |

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはありません。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認をしております。

g. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役、当社子会社取締役及び顧問は、反社会的勢力と一切の関係はありません。

また、割当予定先に対し、反社会勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行っており、当社は割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

譲渡が可能な本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社プルートス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を1,600円としました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会の決議の日の前取引日である平成26年11月13日の東京証券取引所における普通取引の終値1,068円としました。

(2) 発行の合理性

本新株予約権の行使による発行株式数は960,000株であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数46,081,400株に対し2.08%(平成26年9月30日現在の当社議決権個数460,801個に対しては2.08%)の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、当社子会社取締役、及び当社顧問の貢献意欲及び士気をより一層向上させ、当社の中期3ヶ年経営計画に対するコミットメントをさらに強めることを目的としており、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
有限会社サムライパワー	大阪市北区天満4-16-9	23,000,000	49.91%	23,000,000	48.89%
田中 剛	東京都目黒区	10,157,700	22.04%	10,357,700	22.03%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	928,400	2.01%	928,400	1.97%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	364,100	0.79%	364,100	0.77%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	275,400	0.60%	275,400	0.59%
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー(常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	東京都中央区月島4-16-13	243,400	0.53%	243,400	0.52%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	196,800	0.43%	196,800	0.42%
塚田 正之	東京都品川区	191,300	0.42%	191,300	0.41%
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	190,100	0.41%	190,100	0.41%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	173,200	0.38%	173,200	0.37%
計	-	35,720,400	77.52%	35,920,400	76.36%

(注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年9月30日現在の発行済株式総数に、割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数960,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第24期第2四半期(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日) 平成26年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年11月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成26年6月26日に、関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年11月14日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社レーサム 本社
(東京都千代田区霞が関三丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。